

本所法人ニュース

秋

平成24年
第3号

ホームページアドレス <http://www.honjyo.or.jp>

社団法人本所法人会 墨田区業平1-7-12 電話(3622)1090 発行者・立岡幸夫 編集・広報委員会 春原令一・奈良康司 印刷・合同印刷㈱

秋号の主な内容

本所法人会ページ

- 本所税務署定期異動発令 ……2～3
- 青年部会チャリティサマーライブ開催…4
- 支部公益活動紹介…4
- グループ別研修会のご案内…5
- 本所税務署だより…6

- 墨田都税事務所だより ……7
 - 本所管内各施設イベント紹介 ……8
- 折込
- ソラマチ新会員のご紹介
 - 平成25年度税制改正に関する提言(要約版)

みんなで減らそうCO₂！法人会は「地球温暖化対策報告書制度」を推進しています。



9月29日(出みどりコミュニティセンター4階ホール)において社会貢献・被災復興支援事業「バリアフリー映画」上映会を開催。昭和40年の炭鉱閉山から「常磐ハワイアンセンター」の誕生を支えた人々の物語、数々の賞を受賞した映画「フラガール」を日本語字幕、レシーバーによる音声ガイド、手話通訳をつけて上映し、区内の身障者の方をご招待いたしました。また、復興のシンボルとして日本中に希望と元気を与えられるような大会「フラガールズ甲子園」に出場した福島県勿来工業高校のフラダンス同好会の実演、東北物産販売コーナーも設けました。なお、売上及び寄付の合計161,400円は墨田区社会福祉協議会に寄付を致しました。

着任のあいさつ

署長
武田 浩

仲秋の候、社団法人本所法人会の会員の皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で東京国税局調査部から、本所税務署長へ転任してまいりました武田でございます。前任の堤署長同様、よろしくお願い申し上げます。また、本年5月22日に開業した世界一の高さを誇る電波塔「東京スカイツリー」を間近に臨み、人情味が溢れ

歴史と伝統ある地に赴任し、大変光栄に思っております。

貴会におかれましては、各種説明会・研修会の開催、税に関する「絵はがきコンクール」の募集、さらには各種のチャリティなど、様々な事業活動を活発に展開され、会員企業並びに地域社会の健全な発展に大きな役割を果たされていると伺っております。これもひとえに、立岡会長をはじめ役員の皆様方の日頃からのご尽力の賜物と深く敬意を表しますとともに、心から御礼を申し上げます。

また、本年度は公益社団法人への移行認定の申請をされると伺っております。貴会の公益社団法人化は、私ども税務当局といたしましても、税知識の普及や納税道義の高揚等を図っていく上で大変心強く思っており、新制度への移行が円滑に行われるよう、できる限りの支援をさせていただく所存であり、一日も早い公益社団法人への移行が実現されることを願っております。

さて、私どもが税務行政を行うに当たっては、申告納税制度の基本を支える「適正・公平な課税及び徴収の実現」と「納税環境の整備」という二つの国民からの負託に応えることが重要であります。しかしながら、厳しい定員事情の中にあつて、申告件数の増加や、国際化・高度情報化などの社会・経済状況の変化に伴い、税務調査や徴収事務が複雑・困難化しております。

このような状況の中、私どもの重点事項として、「税務調査の充実」や「滞納の未然防止と滞納整理の促進」などとともに、これまでも様々な施策を実施しておりますが、特に、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用促進」につきましては、納税者の利便性の向上と行政運営の効率化に繋がることから、国税庁の最重要課題の一つとしてその利用拡大に向け積極的に取り組んでいるところであります。税の良き理解者であります社団法人本所法人会の皆様方には、この点をご理解いただき、本年度もより一層e-Taxの利用拡大に向けてご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

終わりに、社団法人本所法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



本所税務署幹部の異動状況 (敬称略)

平成24年7月10日

旧			新		
官職	氏名	異動先等	官職	氏名	前任署等
署長	堤 登志男	ご退官	署長	武田 浩	調査四・調査53・統括調官
副署長 (法人)	高倉 俊一	留任	副署長 (法人)	高倉 俊一	留任
副署長 (総個)	江橋 克夫	留任	副署長 (総個)	生田 富孝	長官官房総務課・ 監督評価官室監督評価官補
所得特官	吉田 聡一	芝・所得・指定特調官			
法人特官	鈴木 均	日本橋・法人・指定特調官	法人特官	角田 義幸	中野・法人・指定特調官
総務課長	山田 真介	留任	総務課長	山田 真介	留任
法人特官	吉田 勝則	麹町・法人・指定特調官	法人特官	矢代 敏彦	江東西・法人・特調官
法人特官	山口 雄二	留任	法人特官	山口 雄二	留任
法人1	小池 哲夫	留任	法人1	小池 哲夫	留任
法人2	近藤 珠美	京橋・源国専官	法人2	鈴木 哲夫	芝・法人4・統括調官
法人3	三好 真史	足立・法人3・統括調官	法人3	須藤 和明	川崎南・法人3・統括調官
法人4	川路 真一	留任	法人4	川路 真一	留任
法人5	益登 恒二	麻生・法人6・統括調官	法人5	渡辺 昇	麻生・法人2・統括調官
法上席	佃 史郎	留任	法上席	佃 史郎	留任
法調官	杉野 綾子	調査四・調査47・調官	法審官	元嶋 邦雄	財務省・理財局・出資第1係長
法調官	瀬戸 純子	留任	法調官	瀬戸 純子	留任

収入印紙の交換と印紙税の還付について

- 収入印紙を現金に交換することはできません。
- 貼り付けた部分を切り取ったり、用紙からはがしたりしたものは交換や還付を受けられません。

収入印紙の交換

郵便局では、未使用の収入印紙や白紙又は封筒等に貼り付けられた収入印紙と他の収入印紙との交換を行っていますので、これらの収入印紙を郵便局へご持参の上、ご相談ください。

なお、交換の際には1枚につき5円の交換手数料(10円未満の収入印紙についてはその半額)が必要となります。

【交換の対象となるもの】

- ① 未使用の収入印紙
汚れた収入印紙や損傷している収入印紙は、偽造防止等の観点から交換の対象となりません。
 - ② 次のような客観的に見て明らかに印紙税の課税文書でないものに貼り付けた収入印紙
 - ・白紙又は封筒
 - ・行政機関に対する申請・届出の際に提出する申請書等の文書(登記申請書や旅券(パスポート)引換書など)
 租税や国の歳入金の納付に用いられたものは交換の対象となりません。
- ※ 高額な収入印紙については、一旦お預かりする場合があります。

印紙税の還付

税務署では、契約書や領収書などの印紙税の課税文書に誤って過大に収入印紙を貼り付けてしまったような場合には、過誤納金として還付を行っていますので、収入印紙が貼り付けられた文書を税務署(法人課税部門(間接諸税担当))へご持参の上、ご相談ください。

【還付の対象となるもの】

- ① 請負契約書や領収書などの課税文書に貼り付けた収入印紙が過大となっているもの
 - ② 委任契約書などの課税文書に該当しない文書を課税文書と誤認して収入印紙を貼り付けてしまったもの
 - ③ 課税文書の用紙に収入印紙を貼り付けたものの、使用する見込みのなくなったもの
- 契約書を作成した後その契約が解除・取消されたものや、既に交付された領収書、手形などは還付の対象となりません。
- ※ 高額な収入印紙については、一旦お預かりする場合があります。

支部公益事業活動紹介

吾妻橋支部防災講演会

7月22日(日)吾妻橋会館において、本所消防署小梅出張所より平井担当官をお迎えし、「身近な防災」と題して講演会を開催。当日は会員ほか地域の皆様にもご参加いただき、東京直下型地震への備えについて勉強しました。



清掃活動
向島支部スカイツリー周辺

9月8日(土)第7グループ(向島地区)では、東京スカイツリー周辺でゴミのポイ捨てが問題になっていることを受けて、清掃活動を実施しました。当日は、グループ内で趣旨に賛同された皆様約35名が参加。午後3時頃より開始し約1時間でゴミ袋5袋分のゴミを集めました。



青年部会

8月28日(火)今年で通算17回目の恒例のチャリティーサマーライブを国際ファッションセンター3階「KFCホール」において開催。当日は東法連第5ブロック青年部会の方々、本部より立岡会長はじめ理事支部長にもご参加いただきライブを盛り上げていただきました。今年も青年部会で一部構成するバンド「サークルフラッツ」のオールディーズの演奏また、昨年に引き続き全日本プレスリー大会優勝者の桐生大輔氏も出演され、ダンスで盛り上がり親睦を深めました。なお、当日の募金を、墨田区社会福祉協議会に寄付を致しました。



サークルフラッツの熱演



ビアパーティ風景

会員の皆様奮ってご出席下さい!

平成24年度グループ別研修会日程表

研 修 科 目

- ①平成24年度税制改正のあらまし
- ②年金について
- ③イータックス最新お得情報
- ④質疑応答

グループ研修会日程表

グループ (地 区)	開 催 日 時	開 催 場 所 (所 在 地)	担当副会長 グループ長 副グループ長
第1グループ 両国・緑	平成24年12月4日(火) 午後6時00分 開会 (終了時間 午後8時00分)	江戸東京博物館ホール (横網1-4-1)	半澤副会長
			尾崎グループ長
			大塚副グループ長
第2グループ 菊川・立川 千歳	平成24年12月4日(火) 午後6時00分 開会 (終了時間 午後8時00分)	江戸東京博物館ホール (横網1-4-1)	春原副会長
			朝倉グループ長
			清水副グループ長
第3グループ 石原・亀沢 横網	平成24年11月19日(月) 午後6時00分 開会 (終了時間 午後7時30分)	第一ホテル両国 宴会場 (横網1-6-1)	大石副会長
			小倉グループ長
第4グループ 本所・吾妻橋 東駒形	平成24年11月27日(火) 午後6時00分 開会 (終了時間 午後8時00分)	中ノ郷信用組合本店 4階ホール (東駒形4-5-4)	立岡会長・佐生副会長
			荒木グループ長
			滝澤副グループ長
第5グループ 江東橋・太平 錦糸	平成24年11月12日(月) 午後5時30分 開会 (終了時間 午後7時30分)	東武ホテルレバント東京 宴会場 (錦糸1-2-2)	小野副会長・大塚副会長
			関根グループ長・及川グループ長
			鈴木副グループ長・高森副グループ長
第6グループ 横川・業平 押上	平成24年11月26日(月) 午後5時30分 開会 (終了時間 午後7時30分)	本所法人会館 2階会議室 (業平1-7-12)	杉本副会長
			奈良グループ長
			橋本副グループ長
第7グループ 向島・区外	平成24年11月13日(火) 午後5時30分 開会 (終了時間 午後7時00分)	東武クラブ (向島1-32-3)	石川副会長
			小林グループ長
			川合副グループ長

※講師：本所税務署審理官グループ

※費用は無料です。

※ご出席の際は所属支部長さん、またはお近くの支部役員さんにご連絡下さい。

※開催時間については各グループの別途案内状をご確認下さい。

税務署だより

年末調整等説明会のご案内

本年も年末調整の時期となりました。つきましては、11月5・6日に曳舟文化センター1階ホールで区と税務署との合同説明会を開催します。

なお、当日は年末調整に必要な用紙の配布を行います。

※年末調整関係用紙の配布は説明会の30分前から行います。

開催日	開催時間	説明会会場	対象地域 ^(注)
11月5日(月)	13:30~16:00	ひきふね 曳舟文化センター 1階ホール	菊川・錦糸・千歳 向島・両国
11月6日(火)	9:30~12:00		墨田区京島 1-38-11
	13:30~16:00	石原・押上・立川 業平・本所・緑・横網	

(注)対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

○ 納付税額のない場合の納付書の提出方法

年末調整による超過額により納付すべき税額が生じない場合には、税額0の納付書を税務署へ直接提出、送付又はe-Taxから送信してください。

法定調書の提出に関するお願い

● 法定調書の提出について

「平成24年分給与所得の源泉徴収等の法定調書合計表」については、税務署から送付されたOCR様式を使用し、黒のボールペンで丁寧に記載して提出してください。

また、各調書の署番号(01169)及び整理番号欄も必ず記載してください。

提出期限は、平成25年1月31日(木)です。

● e-Taxによる法定調書提出のご案内

e-Taxを利用することにより、必要事項を入力するだけで法定調書が作成でき、自宅やオフィスから法定調書を税務署に提出することができます。

会員の皆様の事務効率化のためにも、e-Taxによる法定調書の提出について是非ご検討ください。

【問い合わせ先】

本所税務署

03-3623-5171

○説明会、源泉所得税関係(法人課税第2部門)

○用紙請求、法定調書関係(管理運営部門)

住宅建替え中でも固定資産税・都市計画税(土地)の住宅用地の特例が受けられます! (23区内)

毎年1月1日に住宅の敷地になっている土地(住宅用地)は、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例により、税負担が軽減されています。既存の住宅を取り壊し、1月1日に住宅を新築している土地や建替え予定地は、原則として住宅用地の特例が適用されませんが、23区内では所定の要件すべてに該当する場合は、ご申告により住宅用地の特例が継続して受けられます。

【平成25年度向け該当要件】

- ・平成24年1月1日現在、住宅用地であったこと。
- ・平成25年1月1日現在、住宅の新築工事に着手していること。
(なお、平成25年1月1日までに建築確認申請書を提出し、かつ、3月末日までに着工した場合も、同様に扱います。)
- ・住宅の建替えが、平成24年1月1日における建替え前の住宅の敷地と、同一の敷地で行われていること。
- ・住宅の建替えが平成24年1月1日における建替え前の住宅の所有者と、同一の者により行われていること。

省エネ(熱損失防止)改修をした住宅にかかる固定資産税が減額されます

<減額の対象となる住宅>

平成20年1月1日以前からある住宅で平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、人の居住の用に供する部分(賃貸部分を除く。)において、一定の要件を満たす省エネ(熱損失防止)改修工事を行った住宅

<減額の年度と額>

改修工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます(賃貸部分は、減額の対象にはなりません。)

減額を受けるためには、改修工事完了後3ヶ月以内に、申告が必要です。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

なお、23区外で省エネ改修をした場合には、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

バリアフリー改修をした住宅にかかる固定資産税が減額されます

<減額の対象となる住宅>

平成19年1月1日以前からある住宅で、65歳以上の方が居住する住宅について、平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に、人の居住の用に供する部分(賃貸部分を除く。)において、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合

<減額の年度の額>

改修工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅1戸あたり100㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます(賃貸部分は、減額の対象にはなりません。)

減額を受けるためには、バリアフリー改修工事完了後3ヶ月以内に申告が必要です。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

なお、23区外でバリアフリー改修をした場合には、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

固定資産税・納税について : 墨田都税事務所 電話 03-3625-5061

